

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱

大

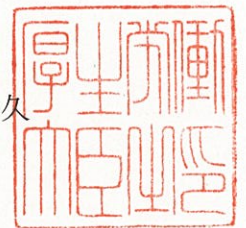
厚生労働省発職雇0721第4号

平成28年7月21日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

平成二十八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の事業所であつて、当該地震に際し福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の区域内に所在するものにおける休業等に係る雇用調整助成金の支給上限日数を百日から三百日に引き上げることを。

第二 その他

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十八年四月十四日以降に開始した同令第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用すると。